

○目黒区生活安全対策協議会規則

平成11年3月
目黒区規則第12号

目黒区生活安全対策協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、目黒区生活安全条例(平成11年3月目黒区条例第4号)第4条第1項の目黒区生活安全対策協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる者につき区長が任命し、又は委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 目黒警察署の職員
- (2) 碑文谷警察署の職員
- (3) 目黒防犯協会の会員
- (4) 碑文谷防犯協会の会員
- (5) 目黒消防署の職員
- (6) 目黒消防団の消防団員
- (7) 目黒区の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者
(一部改正〔平成15年規則65号〕)

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(意見聴取等)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総務部生活安全課が担当する。

(一部改正〔平成19年規則18号〕)

付 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成15年7月1日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年3月30日規則第18号抄)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。